(b)　「契約に基づくサービス提供者」とは、次の自然人をいう。

(i)　英国への入国及び英国における一時的な滞在については、日本国の法人であって、それ自体が人員をあっせんし、及び提供するサービスを行う機関でなく、そのような機関を通じて活動せず、英国の領域において企業を設立しておらず、並びに英国内の最終的な消費者に対してサービスを提供する有効な契約（サービスを提供する契約を履行するために当該法人の被用者が英国において一時的に所在することを要求する契約に限る。）を締結しているものに雇用されている自然人（注）

注　この(i)に規定するサービスを提供する契約は、当該契約が実施される場所において適用される法令に定める要件に適合するものとする。

(ii)　日本国への入国及び日本国における一時的な滞在については、日本国において企業を設立していない英国の法人の被用者である英国の自然人であって、次の全ての要件を満たすもの

(A)　日本国の法人と日本国において企業を設立していない英国の法人との間においてサービスを提供する契約が締結されていること。

(B)　日本国の権限のある出入国管理当局が、(A)に規定するサービスを提供する契約に関し、当該英国の自然人と日本国の法人との間で労働契約が締結されていると判断すること。

(C)　(A)に規定するサービスを提供する契約が人員をあっせんし、及び提供するサービス（ＣＰＣ八七二）の範囲に該当しないこと並びに(B)に規定する労働契約が日本国の関係法令に適合していること。

(c)　「独立の自由職業家」とは、次の自然人をいう。

(i)　英国への入国及び英国における一時的な滞在については、日本国の領域において自営業者としてサービスの提供に従事する自然人であって、英国の領域において企業を設立しておらず、及び英国内の最終的な消費者に対してサービスを提供する有効な契約（人員をあっせんし、及び提供するサービスを行う機関を通じた契約を除き、サービスを提供する契約を履行するために英国において一時的に所在することを要求する契約に限る。）を締結しているもの（注）

注　この(i)に規定するサービスを提供する契約は、当該契約が実施される場所において適用される法令に定める要件に適合するものとする。

(ii)　日本国への入国及び日本国における一時的な滞在については、日本国の法人との個人的な契約に基づき、日本国において一時的に滞在する間サービスを提供する業務活動に従事する英国の自然人

(d)　「企業内転勤者」とは、一方の締約国の法人に雇用されており、又は一方の締約国の法人の社員である自然人（他方の締約国への入国及び他方の締約国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、当該一方の締約国の法人に雇用されており、又は当該一方の締約国の法人の社員であるものに限る。）であって、当該一方の締約国の法人と同一の集団の一部（当該一方の締約国の法人の代表事務所、子会社、支店及び本社を含む。）を構成する他方の締約国の領域内の企業に一時的に転任するものをいう。ただし、当該自然人が、次のいずれかの区分に属していなければならない。

(i)　経営者　上級の地位において就労する自然人であって、主として、取締役会又は事業に係る株主若しくはこれに相当するものから一般的な監督又は指示を受けつつ、当該企業の経営についての指示を主として行うもの。当該自然人は、少なくとも次のいずれかの活動を行う。

(A)　当該企業又はその一部門に対して指示すること。

(B)　監督的、専門的又は管理的立場にある他の被用者の業務について監督し、及び管理すること。

(C)　採用及び解雇を独自に行う権限を有し、又は採用、解雇その他の人事に関連する行為についての勧告を独自に行う権限を有すること。

(ii)　専門家

(A)　英国については、企業の生産、研究設備、技術、工程、手続又は経営に不可欠な専門的な知識を有する自然人。当該知識を評価するに当たり、当該企業に特有の事情に関する知識を考慮するのみならず、当該自然人が特定の技術的知識を必要とする種類の業務又は取引に関する高度の水準の資格（認定制の職業の資格を含む。）を有しているかどうかについても考慮すること。

(B)　日本国については、物理学、工学その他の自然科学若しくは法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の技術若しくは知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に定める「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づいて認められるものに従事する自然人。この(B)に定める自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、当該自然人が、原則として大学教育（学士若しくは短期大学を卒業することによって授与される短期大学士又はこれらと同等のもの）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いなければ従事することができない活動をいう。

(e)　「投資家」とは、次の自然人をいう。

(i)　英国については、日本国に本店を有する企業の上級被用者であって、英国において当該企業の支店又は子会社を設立しており、かつ、主として、当該企業のより上級の役員、取締役会又は株主から一般的な監督又は指示を受けつつ、英国における当該企業の運営（当該企業又はその一部門若しくは部局に対して指示すること、監督的、専門的又は管理的立場にある他の被用者の業務について監督し、及び管理すること並びに当該企業の一部門又は部局の目標及び方針を定める権限を有することを含む。）の全て又は実質的な部分に責任を有する日本国の自然人であるもの

(ii)　日本国については、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事する英国の自然人

(A)　日本国における事業に投資し、及び当該事業の経営を行う活動

(B)　日本国の者以外の者であって、日本国における事業に投資しているものに代わって当該事業の経営を行う活動

(C)　日本国における事業であって、日本国の者以外の者が投資しているものの管理

第八・二十二条　一般的義務

1　一方の締約国は、この節並びに附属書八―Ｂ附属書Ⅲ及び附属書Ⅳに定めるところにより、商用目的での入国及び一時的な滞在について適用される自国の出入国管理に関する法令に他方の締約国の自然人が従うことを条件として、当該他方の締約国の自然人に対し、当該入国及び一時的な滞在を許可する。

2　各締約国は、第八・二十条1に規定する両締約国の希望に合致するようにこの節の規定に関連する措置をとるものとし、特に、この協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は設立若しくは運営を不当に妨げ、又は遅らせることのないように当該措置をとる。

3　一方の締約国の措置であって、他方の締約国の自然人の商用目的での入国及び一時的な滞在に関する手続を円滑にし、及び迅速化するためにとられるものは、附属書八―Ｃの規定に適合するものでなければならない。

第八・二十三条　透明性

1　一方の締約国は、第八・二十条2に規定する他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在に関する情報を公に利用可能なものとする。